

協議案件（２）地域公共交通確保維持改善事業について

協議事項：このことについて、本内容で申請してよろしいか。

【（参考）地域公共交通確保維持改善事業とは】

地域間幹線系統補助・地域内フィーダー系統補助とは・・・

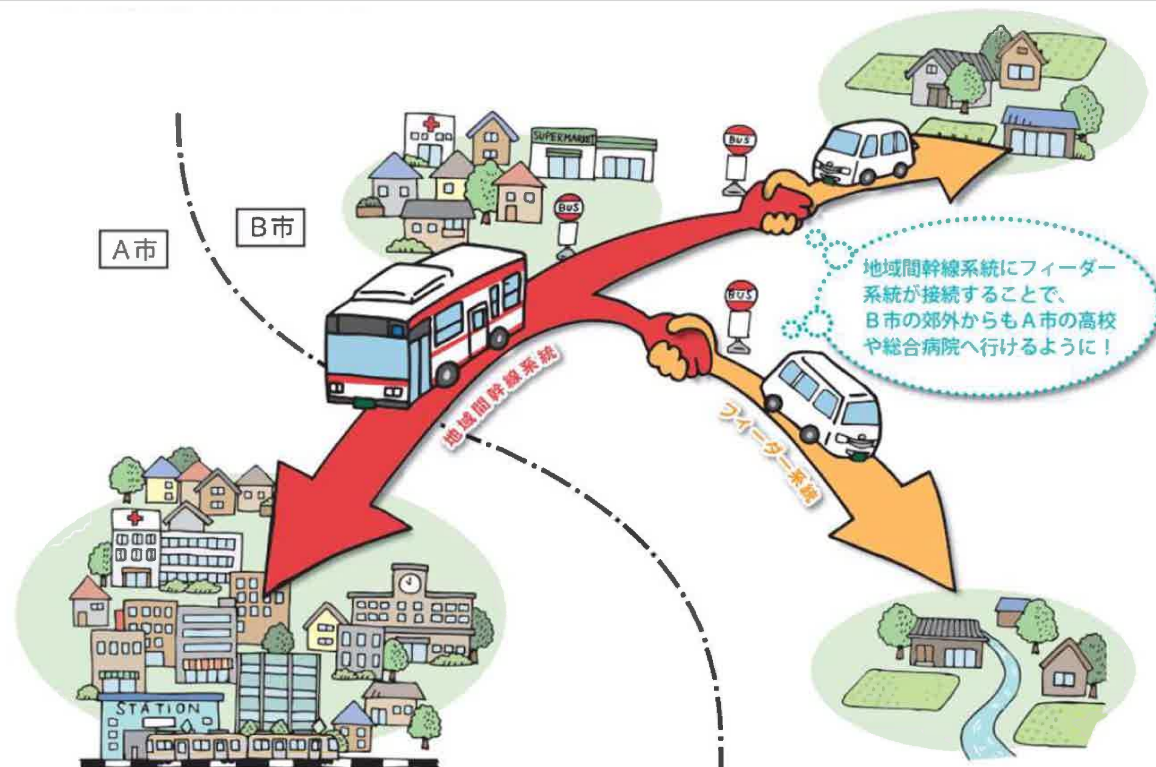


地域間幹線系統

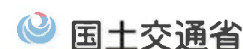
複数の市町村にまたがって走る広域的な路線バスのうち、運送収入（運賃）のみでは、事業採算が確保できない系統を維持するため、欠損額の最大1/2を国が補助する制度

地域内フィーダー系統

地域間幹線と接続をするバス交通・デマンド交通の運行のうち、欠損額の最大1/2を国が補助する制度



地域公共交通確保維持事業 陸上交通：車両購入に係る補助



厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新による安全確保及び利用者利便を図る観点から、バス車両の更新等について支援。

補助内容

○ 補助対象事業者

【車両減価償却費等補助】

幹線系統：一般乗合旅客自動車運送事業者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

フィーダー系統：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

【公有民営補助】

地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

【車両減価償却費等補助】

補助対象購入車両減価償却費及び
当該購入に係る金融費用の合計額

（地域公共交通利便増進計画に位置付けられた
系統については、車両購入費の一括補助も可）

【公有民営補助】

補助対象車両購入費用

※補助対象経費の限度額
① ノンステップ型車両：1,500万円
② ワンステップ型車両：1,300万円
③ 小型車両：1,200万円
④ 都市間連絡用車両：1,500万円

○ 補助率
1/2

○ 主な補助要件（詳細は交付要綱別表11をご参照ください）

・補助対象期間中に新たに購入等を行うもの

・主として地域間幹線又は地域内フィーダーの補助対象系統の運行の用に供するもの

・地上から床面までの地上高が65センチメートル以下かつ定員11人以上の車両であって次のいずれかに該当するもの

① ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）

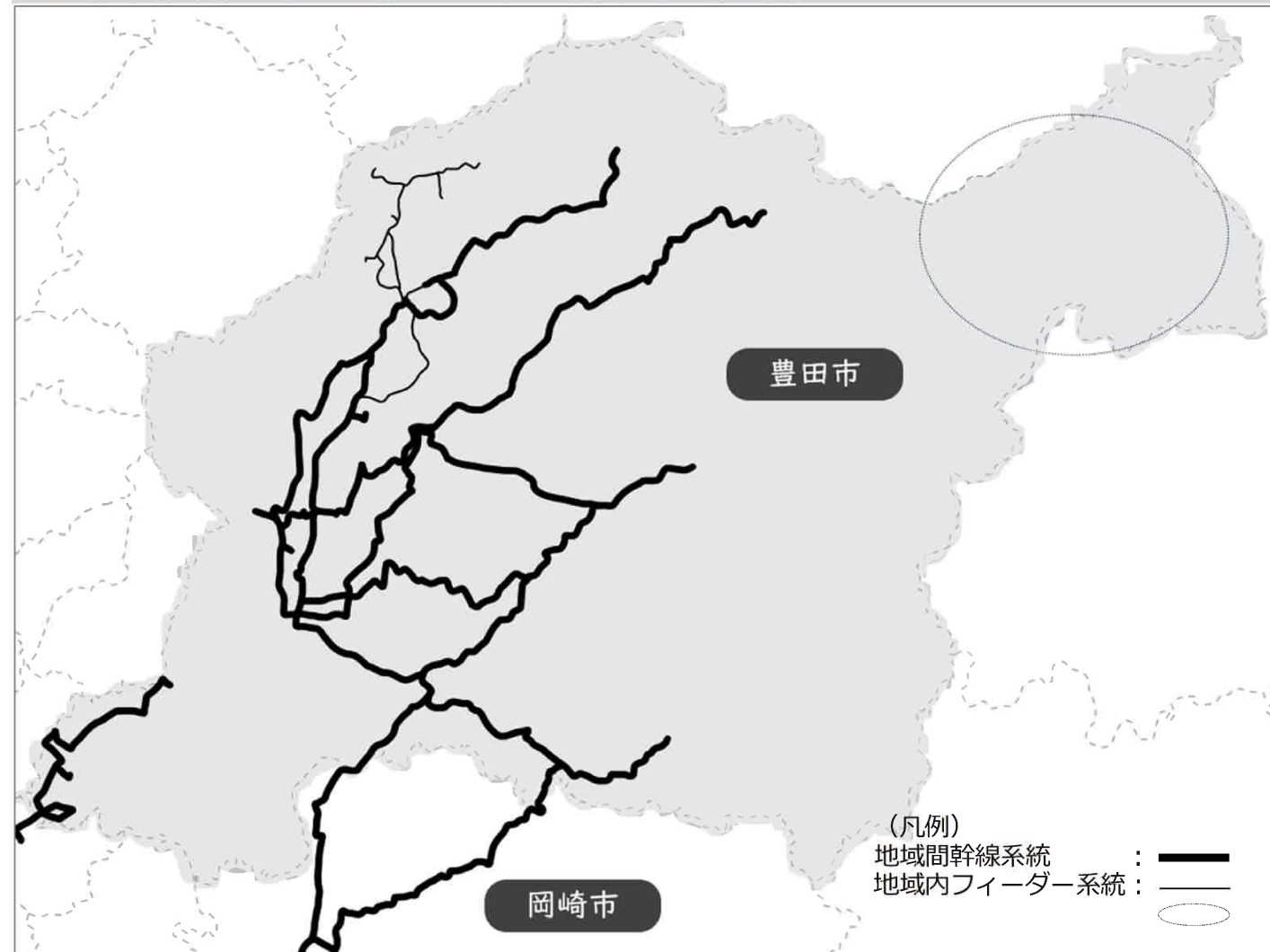
② ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き）

③ 小型車両（①及び②の類型に属さない長さ7メートル以下かつ

定員29人以下の車両）

・運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであって道路運送車両の保安基準（座席ベルト、ABS等の設置）に適合した定員11人以上の車両

【地域間幹線系統補助・地域内フィーダー系統補助対象路線】



（凡例）

地域間幹線系統

地域内フィーダー系統

地域間幹線系統補助の豊田市該当路線【交付申請者：乗合事業者】

旭・豊田線、小原・豊田線、藤岡・豊田線（西中山経由）、藤岡・豊田線（加納経由）、下山・豊田線、さなげ・足助線、高岡ふれあい路線②

地域内フィーダー系統補助の豊田市該当路線【交付申請者：豊田市公共交通会議】

稲武地域バス、藤岡地域バス（西市野々線、三箇線）

【令和6年度運行に対する二次評価（抜粋）】（中部運輸局二次評価結果 令和7年3月27日付け中運交企第163号通知より）

期待する取組

・地域バスについて、今後も引き続き、利用状況や地域住民の意見等を分析・考察し、今後の取組に向けた検討を進めるとともに、地域と一体となって利用促進や利用方法の発信等に取り組まれることを期待します。

・地域間幹線系統である大沼線の輸送量が補助要件基準の15人に近いことから、引き続き、現状の把握に努めるとともに、愛知県や岡崎市等関係者と連携して更なる利用促進を図るよう期待します。

令和7年6月18日
(協議会名称) 豊田市公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【地域間幹線系統（とよたおいでんバス・高岡地域バス）】

豊田市においては、名鉄豊田市駅と愛知環状鉄道新豊田駅を中心として、名鉄三河線、名鉄豊田線、愛知環状鉄道線、愛知高速交通東部丘陵線（リニモ）が運行されており、市内のバスネットワークは基幹バス（幹線）と地域バス及び地域タクシー（支線）によって形成されている。

基幹バス（とよたおいでんバス・名鉄バス）は、市内外の拠点間を結び、都心を中心に放射線状に運行している。おいでんバスは、豊田市が運営主体となり、主に各地域間の通勤・通学の移動需要に対応している。

基幹交通の位置付け

機能・役割		主な利用	運行区間	具体例
鉄道	大量・長距離輸送に適しており、主要拠点を結ぶ重要な幹線ネットワークを担う	主に通勤・通学の移動需要に対応する	市内外の拠点間を結び、南北軸に運行する	■名古屋鉄道線 ■愛知環状鉄道線 ■愛知高速交通東部丘陵線（リニモ）
基幹バス			市内外の拠点間を結び、都心を中心とした放射状に運行する	■おいでんバス ■名鉄バス
地域連絡バス（※）			地域内外の基幹交通に接続し、原則は地域内を運行する	■高岡地域バス

※豊田市地域公共交通計画では、幹線となる鉄道と基幹バスは基幹交通に位置付けており、通勤や通学での利用が多く、基幹交通に近い機能や役割を担っている地域バス路線である高岡地域バスについては、地域連絡バスとして基幹交通に位置付けていきます。

【幹線系統（基幹バス及び地域連絡バス）】 国の支援制度である地域公共交通確保維持事業により、路線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。			
路線名	概要	目的	必要性
旭・豊田線	名古屋鉄道豊田市駅（以下、豊田市駅という）から中心市街地を經由し、豊田市北東部の旭地区までを結ぶ	旭地区住民の生活交通確保	通勤・通学者の生活交通として
小原・豊田線	豊田市駅から藤岡地区を經由し、豊田市北部の小原地区を結ぶ	小原地区及び藤岡地区住民の生活交通確保	・通勤・通学者の生活交通として ・観光利用（小原四季桜まつり）
藤岡・豊田線（西中山経由）	豊田市駅から中心市街地を經由し、豊田市北部の藤岡地区までを結ぶ	藤岡地区住民の生活交通確保	通勤・通学者の生活交通として
藤岡・豊田線（加納経由）	豊田市駅から地域医療センターやこども発達センター・けやきワークスなどを經由し、豊田市北部の藤岡地区までを結ぶ	藤岡地区住民の生活交通確保	医療機関や福祉施設などの施設利用者の移動手段として
下山・豊田線	豊田市駅から中心市街地を經由し、豊田市東部の下山地区までを結ぶ	下山地区住民の生活交通確保	通勤・通学者の生活交通として
さなげ・足助線	浄水駅と豊田厚生病院のある浄水地区から猿投地区を經由し、足助地区を結ぶ	浄水地区、猿投地区、足助地区住民の生活交通確保	・通学・通勤や通院者の移動手段として ・観光利用（香嵐渓）
高岡ふれあいバス（②路線）	上丘町から名古屋鉄道知立駅を運行	高岡地区住民の生活交通確保	通学・通勤や通院、買い物等の日常生活における移動手段として
【地域内フィーダー系統】 豊田市は、市町村合併により広大な市域に都市部や中山間部が広がり、市民生活の移動手段として自動車大きな役割を担っている。しかし、これからの超高齢社会や地球環境問題などを考えると、自動車に頼りすぎず、誰もが安全で安心に移動ができ、かつ交流が促進され、地域の活性化につながる交通体系にしていかなければならない。			
路線名	概要	目的	必要性
稲武地域バス	稲武地区内での運行	地域内での移動及び基幹バスへの乗り継ぎによる稲武地区住民の生活交通確保	通院、買い物等の日常生活における移動手段として
藤岡地域バス	藤岡地区内での運行	地域内での移動及び基幹バスへの乗り継ぎによる藤岡地区住民の生活交通確保	通学、通院、買い物等の日常生活における移動手段として

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

■評価指標Ⅰ 1日あたりの公共交通利用者数（豊田市地域公共交通計画 P 6 1 参照）

指標名	令和元年度	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)
1 日あたり公共交通利用者数	9.4 万人/日	6.1 万人/日	7.7 万人/日

※公共交通利用者数は、鉄道・基幹バス・地域連絡バス・地域バス・地域タクシー・一般乗用タクシーを合計し算出します。

なお、目標値は今後の社会情勢に応じて、随時見直しを行う予定です。

基幹バス及び地域連絡バスについては、豊田市地域公共交通計画を踏まえ、これまでの利用状況をとらえながら、収支改善率 1 %を目標とする。地域内フィーダー路線については、各地域の人口減少が今後続くことが想定されるため、現状維持を目標とする。				
	7 年度(見込)	8 年度	9 年度	1 0 年度
旭・豊田線	85,971	91,698	97,451	103,204
小原・豊田線	167,894	173,208	178,543	183,877
藤岡・豊田線 (西中山経由)	105,365	107,793	110,236	112,679
藤岡・豊田線 (加納経由)	100,687	103,576	106,465	109,354
下山・豊田線	158,718	161,620	164,521	167,423
さなげ・足助線	179,576	184,992	190,408	195,823
高岡ふれあい ②路線	104,355	108,162	111,970	115,777
稲武地域バス	4,000	4,000	4,000	4,000
藤岡地域バス	24,000	24,000	24,000	24,000

(2) 事業の効果

路線維持により、沿線地区において以下の事業効果を得ることができる。	
旭・豊田線	生活交通・通学・通勤手段の確保
小原・豊田線	生活交通・通学・通勤手段の確保及び観光客の移動手段の確保
藤岡・豊田線(西中山経由)	生活交通・通学・通勤手段の確保
藤岡・豊田線(加納経由)	生活交通・通学・通勤手段の確保及び医療・福祉施設利用者の移動手段の確保
下山・豊田線	生活交通・通学・通勤手段の確保
さなげ・足助線	生活交通・通学・通勤手段の確保及び観光客の移動手段の確保
高岡ふれあい②路線	通学・通勤手段の確保及び高齢者の外出促進・地域活性化
稲武地域バス	高齢者等の移動手段確保及び外出機会の増加・地域活性化
藤岡地域バス	利用者のターゲットを絞った移動手段の確保

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	
【総合的な取組】 ①高校生向けバス通学定期補助を行う。 ②高齢者向け定期券「おでかけバス 7 0」の周知を行う。 ③豊田市バスマップ及び市ホームページ等に当該路線を掲載し、広く利用者に周知する。 ④Google マップでの経路検索の周知を図り、情報提供の充実を図る。(全て豊田市)	
【路線別の取組】	
旭・豊田線	当該路線を利用して最寄りのやなへ出かけた利用者に、飲み物のサービス実施（豊田市・運行事業者・矢作川漁協組合）
小原・豊田線	小原四季桜まつりの観光 P R（豊田市・運行事業者・小原観光協会）
藤岡・豊田線 (西中山経由)	当該路線を利用して通学する高校生（加茂丘高校、猿投農林高校）へ対し、通学定期補助を P R
藤岡・豊田線(加納経由)	地域医療センター・こども発達センター・けやきワークス等沿線施設と連携した利用促進策を実施（豊田市・運行事業者・各沿線施設）
下山・豊田線	当該路線を利用して通学する高校生（豊田東高校、松平高校）へ対し、通学定期補助を P R
さなげ・足助線	①当該路線を利用して最寄りのやなへ出かけた利用者に、飲み物のサービス実施（豊田市・運行事業者・矢作川漁協組合） ②香嵐溪の観光 P R（豊田市・運行事業者・足助観光協会）
高岡ふれあい② 路線	①地域協力金による通学定期券、高齢者・免許返納者への回数券購入費の補助 ②地域内のイベントに P R ブースを出展し、地域住民への関心の醸成を図る ③地域の小・中学生を対象に体験乗車会を実施し、次世代利用者の確保を図る（全て豊田市、ふれあいバス運営協議会、高岡ふれあいバス運行共同企業体）
稲武地域バス	①各自治区や地元企業等への利用状況説明及び利用促進 P R を実施 ②デマンドバス運行体系の改善 ③イベント開催時にどんぐりバスブースを設置し、利用促進 P R を実施 ④バス乗車促進 P R の実施 ⑤稲武地区内の路線バス時刻表を作成及び配布（全て稲武地域生活交通利用促進委員会）
藤岡地域バス	①地域住民や自治区、地域会議、運行事業者等からの意見徴取 ②御作小学校の全児童と小中学校の支援学級児童生徒及び引率の教員を対象にバス回数券の交付を行い、校外学習等での利用を促進 ③地域のイベントでぬり絵体験を実施し、地域バスに関心を持ってもらうための PR 活動を実施 ④車内広告掲載による利用促進の啓発活動（全て藤岡地域バス運営協議会）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者	
表 1 を添付	
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額のうち、豊田市から運行事業者への運行負担金については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。	
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法	
とよたおいでんバス 6 路線	・利用者数や収支について、数値指標による評価を実施。 ・利用者アンケートを実施。
高岡ふれあい②路線	・利用者数や収支について、数値指標による評価を実施。 ・地域住民へのアンケート調査の実施。 ・地域住民や運営協議会との共働による協議・意見交換の場の設置。
稲武地域バス	稲武地域生活交通利用促進委員会で、利用者数や収支について数値指標によるモニタリング・評価を実施する
藤岡地域バス	藤岡地域バス運営協議会で、利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生 活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特 記事項 【地域間幹線系統のみ】	
別紙 1 のとおり	
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	
表 5 を添付	

11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）公有民営方式車両購入に要する補助 ・おいでんバス小原・豊田線の代替予定車両は代替予定時に車齢 1 6 年目を迎える。 走行距離についても、代替時期には 8 0 万キロ前半に達することが予測される。 →今後、消耗品等の交換及び修繕等が頻発することが予想され、代替車両とすることで その経費が軽減される。また、運行の安全性を確保する上でも代替が必要である。 ※バス事業者が購入するとした場合の取得費用概算 3,638 万円 （内訳）車両本体価格：2,651 万円 登録諸費用： 987 万円（取得税、消費税、事務手数料等） →豊田市よりバス事業者に無償貸与されるため車両導入コストが全額削減 （２）車両減価償却費等に要する補助 ・おいでんバスさなげ・足助線の代替予定車両は代替予定時に車齢 1 0 年目を迎え、 走行距離も 5 0 万キロを超える。 →故障が頻発し運行に支障が生じていることから、運行の安全性を確保するために新規車 両を導入する必要がある。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標 新型車両導入により、小原・豊田線及びさなげ・足助線の運行を維持し、地域住民に不可欠な移動 手段を確保する。
（２）事業の効果 新型車両導入により小原・豊田線及びさなげ・足助線の運行を維持し、地域住民に不可欠な移動手 段を確保するとともに、老朽化した車両を更新することで地域住民の安心・安全な移動を確保する ことができる。
13.車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、 負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受 けようとする場合のみ】
表 6、表 7、表 8、表 9 を添付
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改 善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
代替予定車両は走行距離が多くなっており、今後修繕や消耗品交換の頻度が増すことが予測される ため、代替により経費削減と運行の安全性確保が期待される。小原・豊田線及びさなげ・足助線の車 両は観光目的にも利用されているため、新型車両を導入する際に積極的に PR を実施することで、観光 客を含む利用者の増加を見込む。

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
豊田市公共交通会議の開催状況と協議事項（過去5年分を記載） 【地域間幹線系統（とよたおいでんバス・高岡地域バス）】 令和 6年6月17日（第1回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について承認 令和 7年3月7日 地域公共交通確保維持事業及び計画別紙について変更 【稲武地域バス】 令和 2年6月23日（第19回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 令和 3年6月25日（第20回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 令和 4年6月27日（第21回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 令和 5年6月19日（第22回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 令和 6年6月17日（第23回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について承認 【藤岡地域バス】 令和 2年6月23日（第22回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 令和 2年12月（書面）（第23回） 地域バス路線のバス停変更と改編について協議

令和 3年6月25日（第24回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
令和 4年6月27日（第25回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
令和 5年6月19日（第26回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意
令和 6年6月17日（第27回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画別紙について承認

19. 利用者等の意見の反映状況	
とよたおいでんバス 6路線	令和6年4月1日に改善基準告示の改正に伴う大規模なダイヤ改正を行った。これまでに電話やメール等でいただいた問い合わせや要望内容を運行事業者と協議・調整し、改正ダイヤに反映させた。また、各路線沿いの学校や病院などの沿線施設に事前説明に伺い、施設利用者の意見や要望を聞き取りし、ダイヤ等への反映を行った。
高岡ふれあい②路線	・令和5年度に「前林地域全世帯アンケート」及び「名鉄土橋駅延伸にかかる実証事業」を実施し、令和6年度に「名鉄土橋駅延伸も踏まえた路線改編等の検討」を実施した。 ・令和6年10月からは、高齢者・免許返納者の外出支援策として高齢者専用回数券購入に対する補助を実施した。
稲武地域バス	令和6年度に稲武地域生活交通利用促進委員会を4回開催。地域利用者の意見・要望等を聞き、バス停を設置した。
藤岡地域バス	令和6年度は、全国的な運転手不足の状況を踏まえ、デマンド型運行への切替は中止し、定時定路線型運行の継続と、より効率的なダイヤの見直しのために意見集約を実施した。

20. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	愛知県交通対策課
関係市区町村	愛知県豊田市交通政策課
交通事業者・交通施設管理者等	豊栄交通株式会社、名鉄バス株式会社、 愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所足助支所
地方運輸局	国土交通省中部地方整備局
その他協議会が必要と認める者	愛知県タクシー協会、愛知県警察豊田警察署、足助警察署 ほか

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 豊田市西町3丁目60番地

(所 属) 豊田市役所交通政策課

(氏 名) 目崎、長谷川

(電 話) 0565-34-6603

(e-mail) koutsu@city.toyota.aichi.jp